

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月5日まで

私は、昭和39年4月にA社に入社し、約半年間同社D事業所で研修を受け、研修終了後同社C事業所に異動した。

申立期間はA社D事業所から同社C事業所に異動した時期であり、継続して勤務し給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者台帳、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、及び申立人と同時期に入社し同社C事業所への異動が一緒だったとする当時の同僚が保管している給与明細書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年10月21日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票に係る申立人の昭和39年11月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社では当時の関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控

除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日の記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和44年3月にA社に入社し、46年9月に退社するまで継続して勤務していた。

申立期間は、A社で勤務し、その後、同社C工場に異動した時期であるが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した在籍証明書等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和44年7月1日にA社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における

資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和44年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月21日から同年6月1日まで

申立期間は、B社からA社に転勤した時期であり、空白期間は無く、継続して勤務していた。

給与からも、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の経理事務担当者の供述及びB社が保管する人事記録等から判断すると、申立人が申立期間においてB社及び同社の関連会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の直後に申立人と同様にB社からA社に異動したとされる複数の者について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は、21日付けと記録されている上、申立期間後に、申立人がA社からB社に異動したとする時期における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日も、21日付けと記録されていることから判断すると、当時、両社間における異動は21日付けで行われていたと考えられることから、申立人のB社からA社への

異動日は昭和 54 年 5 月 21 日であったと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の申立期間当時の経理事務担当者は、関連資料が無く詳細は不明としているが、雇用保険被保険者の資格取得日が厚生年金保険被保険者の資格取得日と合致していることが確認でき、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。